

あいち電子調達共同システム（物品等）
入札参加資格申請
「令和6・7年度
新規申請・継続申請（定時受付）
の手引き（詳細版）」

定時受付期間中はヘルプデスクが大変混み合います。
自己解決も可能ですので、お問い合わせの前には必ず本資料と、下書きチェックシート、よくある質問の内容確認をお願いします。

令和5年11月

あいち電子自治体推進協議会

目 次

第1章 定時受付の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3頁

第2章 入札参加資格申請の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9頁

第3章 入札参加資格申請の事前準備書類・・・・・・・・・・・・16頁

第4章 申請データの入力方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25頁

凡例

 …… ご注意ください!

 …… 補足説明

第1章 定時受付の概要

1 「定時受付」とは

令和6年3月31日で令和4・5年度入札参加資格者名簿の有効期限が切れるため、令和6年4月1日より有効な、令和6・7年度入札参加資格者名簿を新たに作成します。

令和6年4月1日より名簿を有効とするため、前年度中に一定の期間を設け、入札参加資格申請及び資格審査を集中して実施します。これを「定時受付」と呼んでいます。

2 令和6・7年度入札参加資格申請の定時受付期間

(1) 申請データの入力期間

令和6年1月4日(木)～令和6年2月15日(木)

システム稼働時間 午前8時～午後8時(土・日・祝日を除く)

(2) 別送書類の提出期限

仮受付日(申請データ送信日)から土・日・祝日を含む7日以内(必着)

(ただし、最終提出期限は令和6年2月22日(木)(必着))

! 申請データの入力期間について

定時受付期間中に障害等によりシステムが利用できない日があったとしても、申請データ入力期間の延長は行いません。最終日の場合も同様の取扱いとします。1月前半に申請データの入力作業を実施することを推奨します。

! 別送書類の提出期限について

別送書類の提出期限は入札参加資格申請ができる全団体で共通です。7日以内に書類が団体に到着するように送付してください。

! 定時受付期間以後の申請について

定時受付期間中に入札参加資格申請を行わない場合、令和6年4月1日以降から入札参加資格申請を行うことが可能です。

その場合、令和6・7年度入札参加資格者名簿に登録されるのは、令和6年5月1日以降となり、4月の入札には参加できませんのでご注意ください。

3 令和6・7年度入札参加資格者名簿の有効期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(ただし、令和6年4月1日以降に入札参加資格申請を行った場合は、資格の認定の日から令和8年3月31日までとなります。)

4 入札参加資格申請ができる団体（令和6年1月4日時点）

あいち電子調達共同システム（物品等）（以下、本システム）では、次の62団体に
入札参加資格申請をすることができます。（愛知県、37市、16町村、8団体）

<県> 愛知県

<市> 豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、
刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、
新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、
日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市

<町村> 東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、
南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

<一部事務組合> 小牧岩倉衛生組合、尾三消防組合、愛知中部水道企業団、
海部南部水道企業団、名古屋港管理組合、五条広域事務組合、
公益財団法人愛知水と緑の公社
公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

! 本システム不参加団体について
名古屋市は本システムに参加していません。

5 入札参加資格申請者の要件

入札参加資格申請を行う方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）に該当しない方。（※1）
- (2) 国税及び県税に未納のない方。
- (3) その他申請先団体が個別に定める要件。（※2）

※1 地方自治法施行令（抜粋）

【一般競争入札の参加者の資格】

（第167条の4）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることはできない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

【指名競争入札の参加者の資格】

（第167条の11）

第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律】

(第32条第1項)

国及び地方公共団体は、次に掲げる者その行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 1 指定暴力団員
- 2 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- 3 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 4 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

※2 申請先団体が個別の要件を定める場合があります。詳しくは、申請先団体の告示又は申請要領等で資格要件をご確認ください。

6 審査の仕組み ～共通審査と団体審査～

(1) 共通審査

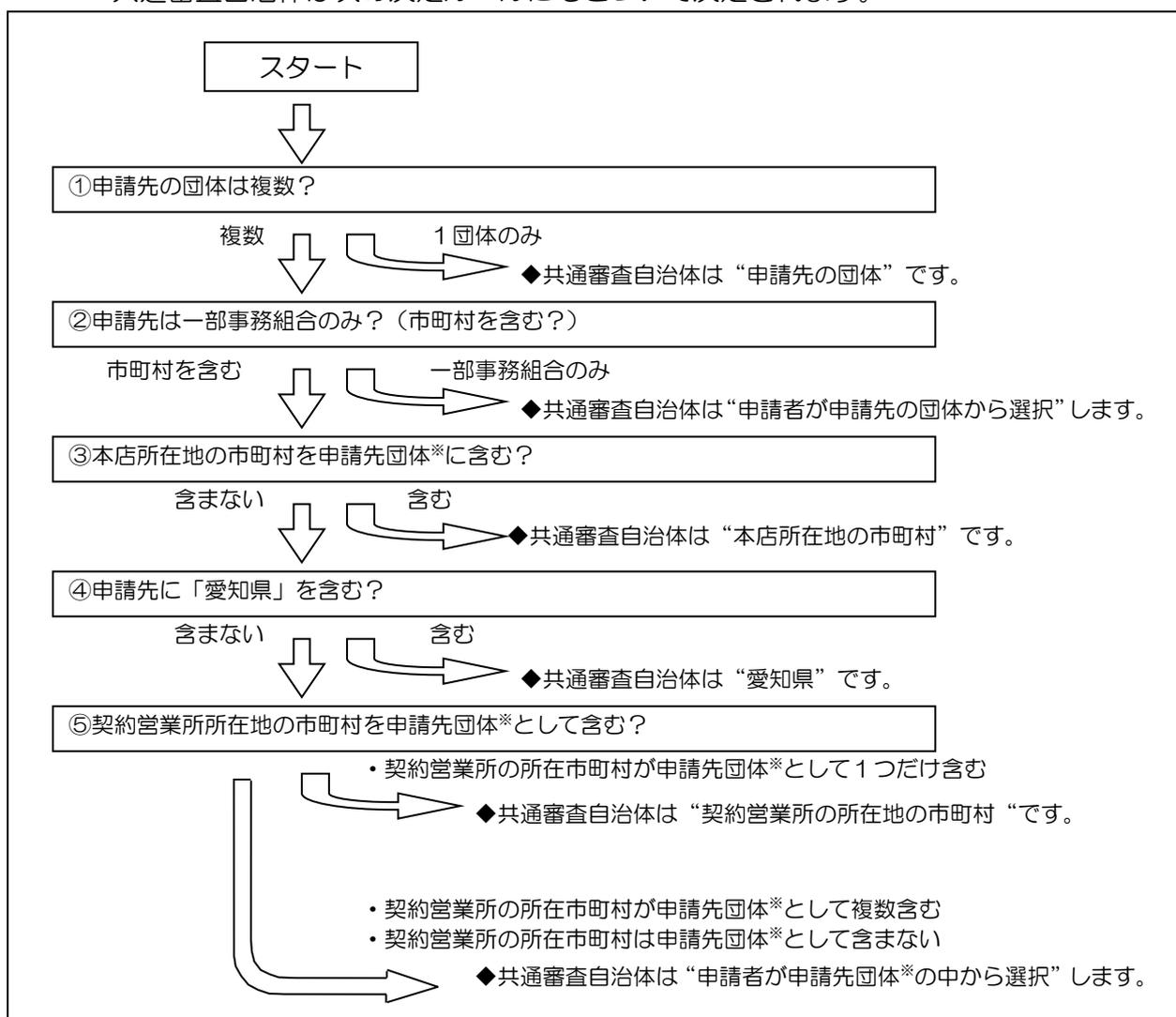
本システムでは、申請先団体が共通に必要な書類を、「共通審査自治体」が代表して確認する「共通審査」方式を導入しています。

共通審査用の書類は「共通審査自治体」に1部のみ郵送してください。

例えば、愛知県が申請先に含まれていても、申請者の本店所在地を申請先団体とした場合は、当該市町村が「共通審査」を行います。

? 共通審査自治体の決定ルール

共通審査自治体は次の決定ルールにもとづいて決定されます。



注1：「申請先団体*」が市町村と一部事務組合となった場合は、市町村が共通審査自治体となります。

注2：共通審査自治体は、一度決定されると入札参加資格期間（最長2年間）内は変更されません。

(2) 団体審査

共通審査後、申請先団体ごとにも個別の審査を行っており、これを「団体審査」と呼んでいます。申請先団体によっては、共通審査用の書類とは別に団体審査用の書類が必要となる場合がありますので、必要とする団体ごとに個別に郵送してください。

7 問い合わせ先

あいち電子調達共同システム（物品等）ヘルプデスク

TEL：0120-511-270

受付時間：平日 9 時～17 時

（定時受付期間中は平日 9 時～20 時に時間延長）

mail：helpdesk@buppin.e-aichi.jp

❗ ヘルプデスクについて

定時受付期間中はヘルプデスクの電話回線及び人員を通常よりも増強しておりますが、毎回大変混み合います。自己解決も可能ですので、本資料、下書きチェックシート、よくある質問の内容確認をお願いします。

また、ご不明な点については、定時受付期間の開始前（12月末）までにお問い合わせいただき、解決することを推奨します。

❗ 特によくある問い合わせについて

・ID・パスワードについて

本店 ID の忘失、新規申請用 ID と本店 ID の混同に関する問い合わせが非常に多いです。

（第2章11ページ～12ページ等参照）

・別送書類について

必要書類の種類の確認や、その入手方法、7日以内に送付できない、という問い合わせが多いです。

（第2章12ページ～15ページ及び第3章17ページ～24ページ等参照）

・追加届について

入力するタイミングや、その内容に関する問い合わせが多いです。入力は任意ですが、指名競争入札等の業者選定の参考としています。

（第2章15ページ等参照）

※お問い合わせ前によくある質問の内容を確認してください。

8 ICカードの登録について

入札参加資格申請にはICカード登録は必須ではありませんが、電子入札に参加するためには必要となります。電子入札への参加を希望される場合は、ICカードの登録忘れや有効期限切れ等で未登録業者とならないようご注意ください。